

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月11日付け森第468号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、文書の特定が妥当でなく、また、開示しない理由の提示に不備がある違法なものであることからこれを取り消し、改めて対象文書を特定し直した上で、開示請求に対する処分をすべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

- （1） 審査請求人は、令和6年5月14日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題について、問題発覚後から現在までに秩父農林振興センターが本庁農林部関係課及び総務部文書課に対して行った相談等に関する文書のうち、埼玉県情報公開条例第10条第1号該当部分を除いたすべて（記録票兼回覧票他の公文書だけではなく、電話等メモやメールのやり取り等すべて含む）」と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2） これに対し実施機関は、「該当する公文書を作成、保有していないため」との理由で、本件処分を行い、令和6年7月11日付けで審査請求人に通知した。
- （3） 審査請求人は、実施機関に対し、令和6年9月3日付けで、「開示しない理由」に係る決定を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4） 当審査会は、本件審査請求について、令和7年1月17日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

(5) 当審査会は、令和7年9月18日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

「開示しない理由」に係る決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 令和5年9月23日に小鹿野町に対して行った公文書任意開示請求結果（令和5年9月6日の打合せ記録）において、埼玉県は「本庁とも相談する。また連絡する。」と小鹿野町に回答した記録が存在している。

イ 本件に付随して明るみになった平成14年度保安林改良事業における助成金等問題について、国の助成金返還先である林野庁との調整役を森づくり課が行っている。

ウ 本件の請求に対し、秩父農林振興センター及び森づくり課において、対象文書が大量であること、また関係機関等との調整が必要であることを理由に、双方ともに令和6年10月11日までの特例延長通知を行っている。

エ よって、本件処分を不開示とした処分の取消しを求めるため、審査請求をするものである。

(3) 反論書の趣旨

ア 後出の「4 実施機関の主張の要旨（1）ア」について、反論は以下のとおりである。

審査請求書で提示した令和5年9月6日の秩父農林振興センターと小鹿野町が電話で行った打ち合わせ記録簿（小鹿野町公文書）は埼玉県農林部森づくり課が発出した公文書ではない。しかし森づくり課と埼玉県地域機関事務の委任先である秩父農林振興センターとの本件開示請求に関する関係性を示す重要な記録（公文書）であると判断し提示したものである。本件開示請求は下記問題（ア）（イ）のプロセスや埼玉県との関係性に関するものであり、秩父農林振興センター職員

の発言にあった「本序」とは当然保安林事業を所掌している森づくり課であることから全く無関係な証拠ではないと考える。

- (ア) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）において国内希少野生動植物種に指定を受けているイワウラジロ（イノモトソウ科エビガラシダ属の好石灰岩シダ植物）の生育地である埼玉県秩父郡小鹿野町二子山において、種の保存法第2条第4項及び第34条に留意することなく保安林無届伐採（2020年、森林法（昭和26年法律第249号）第34条違反）や保安林土地境界未確認伐採（2022年）を行い、国内希少野生動植物種（イワウラジロ）の生育地環境悪化による生育数の減少を招いた一般社団法人に対する森林法上の指導監督問題
- (イ) 埼玉県秩父郡小鹿野町大字河原沢仁平沢で実施された平成14年度保安林改良事業に係る費用（国からの補助金）の不適切使用問題（開示文書名：令和6年4月8日付け、「普通林で実施した保安林改良事業について」）
- イ 「4 実施機関の主張の要旨（1）イ」について認めない。開示請求により入手した別の公文書によると、森づくり課は令和6年3月26日から令和6年5月22日の間に計5回にわたり林野庁との協議を行っている（うち2回は電話によるやりとり）。そして令和6年4月8日の林野庁訪問時には秩父農林振興センター職員も同行している。本来秩父農林振興センター管内で起きた保安林改良事業問題であるが、助成金返還先となるのが国（林野庁）であるため組織上森づくり課による協議を行ったものと捉えるが、この林野庁との協議にあたり現状把握（秩父農林振興センターなどへのヒアリングや報告以来等）をはじめ、埼玉県としての考え方や方針の構築、資料等の準備作成、秩父農林振興センター職員の同行等については秩父農林振興センターないしは林野庁とのやりとり（連絡調整等）があったと考えるのが妥当である。
- ウ 「4 実施機関の主張の要旨（1）ウ」について相違なし。
- エ 「4 実施機関の主張の要旨（1）エ」について認めない。そもそも開示請求

を行った公文書については該当する対象公文書が多岐にわたることが想定されたことや、秩父農林振興センター職員が小鹿野町に対して「本庁とも相談する」としていたため、開示請求書では「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題について、問題発覚後から現在までに秩父農林振興センターが本庁農林部関係各課及び総務部文書課に対して行った相談等に関する文書のうち、埼玉県情報公開条例第10条第1号該当部分を除いたすべて（記録票兼回覧票他の公文書だけでなく、電話等メモやメールのやり取り等すべてを含む）」とかなり包括的な文言で請求をかけている。ここで請求している「相談等に関する公文書」とは「相談」に限定したものではなく、小鹿野二子山東岳で2022年に行われた伐採問題の発覚後から請求時点までに秩父農林振興センターと本庁農林部関係課（森づくり課）が交わしたであろう相談をはじめ、それに係る情報提供、連絡、照会、調整、報告、回覧、決裁等のやり取りすべてを含めたものである。

令和6年7月11日付け森第468号の公文書不開示決定通知書にある開示しない理由は、「該当する公文書を作成、保有していない」である。条例第14条第2項に基づく不開示決定であるのなら、秩父農林振興センターと森づくり課は本件開示請求の公文書に係る一切の問題についてやり取りを行っていない（公文書という記録を作成していない）ことになり、埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和45年埼玉県規則第2号。以下「地域機関事務委任決裁規則」という。）第4条第2項及び埼玉県文書管理規則（平成13年埼玉県規則第61号。以下「文書管理規則」という。）第5条に反することになる。

オ 反論のまとめは、以下のとおりである。森づくり課が令和6年4月8日に林野庁へ報告した「普通林で実施した保安林改良事業実施について」の公文書のうち「3. 普通林で保安林改良事業が行われたことを覚知した経緯」の年表にあるとおり、審査請求人が森づくり課に対し令和5年5月に行った「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題」の情報提供並びに調査要望以降、森づくり課は秩父農林振興センターと本問題についてやり取りを行っていたことは明白であり、また文書管理規則第5条の規定では、本庁及び地域機関の事務の処理に当た

っては、軽易なものを除き処理内容等を記録した文書等を作成しなければならないことになっていることを踏まえると、保安林改良事業実施境界確認等を含めた国の助成金返還事業の返還に係る判断について、一連のプロセスや決裁に至る公文書が一通も存在していないということはあり得ない。

また「弁明書 6. その他」では地域機関事務委任決裁規則第 5 条及び別表 2 により秩父農林振興センターに事務委任しており、森づくり課における事案処理案件ではないと主張しているが、開示請求案件は同規則第 4 条に基づき地域機関の長である秩父農林振興センター所長は上司に報告を要する案件であると考えられていることから、当然その報告も含めたやり取りの記録は行われていたはずである。

よって、本事件不開示の理由が条例第 13 条を理由とした不開示決定ではない限り、令和 6 年 7 月 11 日付け森第 648 号の不開示決定処分の取り消しを求めるものである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) ア 前出の「3 審査請求人の主張の要旨 (2) ア」の主張については、森づくり課の文書についての主張ではない。

イ 「3 審査請求人の主張の要旨 (2) イ」について、森づくり課が平成 14 年度保安林改良事業の補助金交付を所管している林野庁と協議していることは認めるが、調整役ではない。平成 14 年度保安林改良事業に係る林野庁との協議は、森林所有者による境界確認の結果、事業地の一部が保安林でないことが判明したことを原因として埼玉県として林野庁と協議しているものであり、秩父農林振興センターからの相談によるものではない。また、当該文書は森づくり課と林野庁の関係文書であり、請求のあった秩父農林振興センターが本庁農林部関係課に相談等行った文書に該当しないと判断した。

ウ 「3 審査請求人の主張の要旨 (2) ウ」について、「他課との調整等が見込まれる」ことを理由として、令和 6 年 10 月 11 日までの特例延長通知をしたこ

とは認める。令和6年5月27日付け森第288号で森づくり課が発出した公文書開示決定等期間特例延長通知書における延長の理由「相談等のあった他課との調整等が見込まれ」とは、関係する他課所において対象となる文書が膨大であり、請求された文書に該当するかの判断がしかねる状況であったためである。その後、秩父農林振興センターと文書内容の確認等行った結果、請求の対象に該当する文書がないことが判明したものである。

エ 「3 審査請求人の主張の要旨（2）エ」について、開示請求のあった秩父農林振興センターとの相談に関する文書について森づくり課では保有していないため、条例第14条第2項の規定に基づき不開示決定は妥当である。

（2） 保安林内の立木の伐採許可については、地域機関事務委任決裁規則第5条及び別表2により、秩父農林振興センターの委任事務となっている。森づくり課担当者と農林振興センター担当者の通話等は参考意見・助言として行っているものであり、事案の処理には当たらないため、文書管理規則第5条による文書作成の義務はない。

5 審査会の判断

（1） 対象文書の特定について

ア 実施機関の説明によれば、本件開示請求書の開示請求をする公文書の名称又は内容の欄に記載の「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題について、問題発覚後から現在までに秩父農林振興センターが本庁農林部関係課及び総務部文書課に対して行った相談等に関する文書のうち、埼玉県情報公開条例第10条第1号該当部分を除いたすべて（記録票兼回覧票他の公文書だけではなく、電話等メモやメールのやり取り等すべて含む）」という文言について、秩父農林振興センターから森づくり課に対して一方向的に行われた相談等に係り発出、送付等された公文書に限定して解釈したものであり、対象文書は不存在であるとして、本件処分を行った。

また、実施機関は、本件処分を行うに当たり、本件開示請求の内容について審査

請求人とは特に公文書の特定に向けた確認を行っていない。

イ しかしながら、本件開示請求書の開示請求をする公文書の名称又は内容の欄に記載の内容のうち、「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題について、問題発覚後から現在までに秩父農林振興センターが本庁農林部関係課及び総務部文書課に対して行った相談等に関する文書のうち、埼玉県情報公開条例第10条第1号該当部分を除いたすべて（記録票兼回覧票他の公文書だけではなく、電話等メモやメールのやり取り等すべて含む）」という表現は、秩父農林振興センターから本庁農林部関係課に対して一方向的に発出、送付等された公文書だけではなく、本庁農林部関係課から秩父農林振興センターに発出、送付等された公文書を含み、さらに小鹿野町二子山東岳の伐採問題について秩父農林振興センターと本庁農林部関係課が共同して行った事務に関する文書一切と解釈することも一般的に可能である。仮にこのように広く解釈するならば、実施機関が審査請求人の言う伐採問題に係り作成した文書一切も、対象文書として特定すべきことになる。

ウ なお、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、条例第8条第2項の規定に基づき、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。本件開示請求に関し、対象とする公文書の範囲を広く解釈することも狭く解釈することもできるにもかかわらず、あえて狭く解釈するに当たっては、開示請求書に形式上の不備があるものとして扱い、開示請求者に補正を求める必要があったといえる。

実施機関の説明によれば、本件処分をするに当たり、本件開示請求の公文書の特定について審査請求人に補正を求めていないということであるから、本件処分は妥当ではない。

エ 実際、審査請求人は反論書の中で、「ここで請求している「相談等に関する公文書」とは「相談」に限定したものではなく、小鹿野二子山東岳で2022年に行われた伐採問題の発覚後から請求時点までに秩父農林振興センターと本庁農林部関係課（森づくり課）が交わしたであろう相談をはじめ、それに係る情報提供、連絡、照会、調整、報告、回覧、決裁等のやり取りすべてを含めたものである。」と主張

していることから、審査請求人の意思として、本件開示請求における対象文書が、秩父農林振興センターから森づくり課に送付した一方向的なものに限らないことが窺われる。

オ 以上のことから、実施機関は補正を求めずに処分をするのであれば、広い解釈に依拠し、改めて対象文書を特定し直した上で、開示請求に対する処分をすべきである。

(2) 開示しない理由の提示について

ア 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第14条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、公文書を開示しない、すなわち申請を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例(平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。)第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に当たり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項本文の規定により、申請者に対する処分と同時に理由を示さなければならず、当該処分を書面でするべきときは、理由も書面で示さなければならぬとされている。この理由の提示は、行政手の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、提示されるべき理由としては、不開示とする部分について、所定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならぬ(最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁)、(最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・集民166号773頁)。

イ 本件不開示決定通知書の開示しない理由の欄には、「該当する公文書を作成、保有していないため」と記載されていた。しかしながら、この記載では、対象公文書がそもそも作成されてはいないのか、作成されたものの保存年限の到来による廃棄等の事情で保有されなくなったのか、あるいは文書自体は存在するが組織的に用いられないため公文書に該当しないと判断したのか等の事情を審査請求人にお

いて判別できず、不開示とされた理由を知ることができないものと言わざるを得ない。

ウ したがって、本件処分には開示しない理由の提示に不備があることが認められ、違法と言わざるを得ない。

(3) 小括

以上のことから、本件処分は、文書の特定が妥当でないことに加え、開示しない理由の提示に不備がある違法なものであることから取消しを免れない。実施機関は、改めて対象文書を特定し直した上で、開示請求に対する処分をすべきである。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

原島 良成、太田 航平、平本 沙乙里

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 1月17日	諮問(諮問第385号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年 8月22日	審議(第二部会第189回審査会)
令和7年 9月18日	実施機関から意見聴取及び審議(第二部会第190回審査会)
令和7年10月23日	審議(第二部会第191回審査会)
令和7年11月27日	審議(第二部会第192回審査会)、答申